

2022年8月19日

埼玉県労働局長 久知良 俊二 殿

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部
執行委員長 林 博義

2022年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する異議申立

埼玉地方最低賃金審議会は、8月5日に埼玉県の最低賃金を31円引き上げ、時給987円を答申しました。猛暑の中で、公労使三者の審議会委員の皆さんの熱心な議論に対して、敬意を表します。

しかし、今回の31円の引き上げでは生計費原則はもとより、この間の物価高騰をカバーするにはほど遠いと言わざるを得ません。また、東京都の格差も縮小されないなど、県内で働く労働者の生活実態が反映されたとは言えない実態です。

つきましては、埼玉労働局一般公示36号により、下記のとおり異議を申し立てます。

1. 異議の内容

政府は、2010年の政労使合意で2020年の早い時期に最低賃金を平均1000円にすることが確認されていますが、いまだに水準に達していません。また、地域間格差の是正が求められているにも拘わらず、東京都の格差はほとんど縮小されていません。

最低賃金を決定するに当たり、生計費原則より事業の支払能力が重視され、景気の下支えとなる個人消費が軽視されています。同時に、中小企業への支援が極めて重要ですが、賃金引き上げのための施策が不十分と言わざるを得ません。

2. 異議の理由

地域別最低賃金がAからDランクとなっていますが、Aランク内の東京と埼玉は85円の格差となっており、千葉に次いで格差は全国2番目に高くなっています。Aランク内の格差を縮小することが全体の格差を縮小することになります。

また、中央最低賃金審議会の公益委員見解として「地方最低賃金審議会が審議を進め全国的なバランスを配慮するという観点から・・・目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、・・・自主性を発揮することを期待する。」としています。この見解からも、東京との格差縮小に向け貴委員会の自主性を発揮すべきです。

同時に、過去に例を見ない物価高騰、特に「基礎的支出項目」の割合が高く、今後も負担が増加することは目に見えています。このことから、生計費原則を重視することが必要です

。

特に、埼玉県内の中小企業に対する支援・援助政策について、労働局として具体的に推し進めるよう関係部局に対し特段の配慮を要望するものです。

以上